

4 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業であって、浮きはえ縄を使用する漁業に係る漁獲成績報告書

かつお・まぐろ漁業漁獲成績報告書(浮きはえ縄を使用するもの)

農林水産大臣 殿 (住所) \_\_\_\_\_ (氏名又は名称) \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_枚目 / \_\_\_\_\_枚 (報告書の総数)

報告年月日	年月日	船長名	丸	1 遠洋かつお・まぐろ漁業(専業) 2 遠洋かつお・まぐろ漁業(兼業) 3 近海かつお・まぐろ漁業	漁業種類  漁具	漁具の仕立て  枝縄長 m 受け縄(浮玉)長 m 枝縄間隔 m	
報告取扱責任者	TEL ( )		トン				その他の
出港年月日	年月日	港	号				1 メカ縄 2 サメ縄 3 その他
入港年月日	年月日	港	号	許可番号	操業方法	受	
航海日数	日	回	人	信号符字	幹縄の種類	枝	
	日	操業回数		乗組員数	枝縄の種類	縄	

操業期間 年 月 日から 年 月 日まで

操業年月日	正午位置		表面温度	使用(浮玉鉢間の釣り鉤数)	使用釣り鉤数	まぐろ類			かじき類			さめ類													
	緯度	経度				くろまぐろ	みなみがまぐろ	びんが	めばち	きはだ	めかき	まかじき	くろかじき	しろかじき	はしよ	ふうら	かつお	よしき	ねずみ	あおざめ	よこれ(ひらがら)	おながざめ類	その他のさめ類	がすと	その他の魚類
・	・	NS	・	EW	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	NS	・	EW	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	NS	・	EW	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
陸揚等尾数合計																									
陸揚等製品重量合計(トン)																									

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B4版とすること。
- 2 本報告書は航海ごとに行う操作をいう。以下同じ。)を行う近海かつお・まぐろ漁業にあっては、本邦又は外国の港を出港した日から次の港(外国の港を含む。)に入港した日までの間に隣接する水域において行う操作をいう。以下同じ。)を行う近海かつお・まぐろ漁業にあっては、本邦の港を出港した日から本邦の港に入港した日までの間とする。
- 3 海外基地式操作を行わない近海かつお・まぐろ漁業にあっては、本邦の港を出港した日から本邦の港に入港した日までの間とする。
- 4 報告取扱責任者の欄には、漁獲成績報告書の作成責任者の氏名のほか、その者の連絡先として電話番号を必ず記載すること。
- 5 出港年月日及び入港年月日の欄には、出入港した港の名称を必ず記載すること。
- 6 航海日数及び操業回数(乗組員)の欄には、航海期間(出入港日を含む。)の日数及び操業回数の合計をそれぞれ記載すること。
- 7 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。
- 8 信号符の欄については、総トン数100トン以上の船舶の場合は必ず記入し、総トン数100トン未満の船舶であっても点符のある場合は必ず記載すること。
- 9 漁業種類の欄については、該当する事項の番号をそれぞれ○印で囲むこと。
- 10 漁具の操作方法的欄のメカニズムは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする夜縄をい、サメ縄とは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする縄をいう。1航海中複数の操作方法的欄には、最も多く用いた操作方法的欄を○印で囲むこと。(まぐろ類を対象とする操業にあってはその他を○印で囲むこと。)漁具の幹繩の種類及び枝繩の種類については、縄のほとんどがナイロンでできているものについてのみナイロンを、それ以外のものについてはその他を○印で囲むこと。
- 11 漁具の仕立ての欄については、枝繩長の欄にはスナップから鉤までの長さを、受け縄(浮玉)長の欄には浮玉から幹繩までの長さを、枝繩間隔の欄には幹繩における隣り合う枝繩の間隔をそれぞれメートル単位で記載すること。(下図参照)
- 12 操業期間については、航海中に最初の投縄を行った年月日と最終の投縄を行った年月日を記載すること。
- 13 操業年月日の欄については、投縄を行った年月日のみ記載すること。
- 14 正午位置の緯度及び経度の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 15 表面温度の欄には、正午位置における表面水温を小数点第1位まで記載すること。
- 16 浮玉間の釣数の欄には、浮玉間(一鉢当たり)のつり鉤又は枝繩の数を記載すること。
- 17 使用つり鉤数の欄には、当該操作に使用したつり鉤の総数を記載すること。
- 18 魚種別漁獲量の欄には、上段には漁獲物の製品(以下単に「製品」という。)の重量をキログラム単位で記載すること。
- 19 陸揚等尾数合計及び陸揚等製品重量合計(トン)の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の魚種ごとの尾数の合計及び製品重量の合計をそれぞれ記載すること。
- 20 1航海当たりの操業日数が多く報告事項が2枚以上にわたる場合は、用紙の右肩に当該報告書の総枚数とその頁数を記載すること。(例えば、総枚数が5枚の場合は1枚目の用紙に1/5、2枚目の用紙に2/5のように記載し、以下同様に記載する。)

(図) 漁具の仕立ての概念図

